

山梨県公報

第一千八百八十四号

平成二十三年

十一月二十四日

木曜日

目次

道路の区域変更	八〇七
都市計画の変更	八〇七
公告	八〇七
特定非営利活動法人の設立の認証申請	八〇七
指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)	八〇八
開発行為に関する工事の完了について(三件)	八〇九

告示

山梨県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年十二月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 日向宿線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡南部町万沢字向神田三三九八番の二地先から	旧	六・五	六一・〇
南巨摩郡南部町万沢字向神田三四四五番の	新	八・五	

九地先まで

新 六・五

一〇・五

六一・〇

山梨県告示第四百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 都市計画の種類
甲府都市計画道路の変更
(三・三・三三号 太田町蓬沢線)
(三・四・八号 古府中環状浅原橋線)
(三・五・二二号 幸町伊勢四丁目線)
- 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十三年十一月十一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人応用きのこ総合研究所
- 代表者の氏名 中村友幸

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市八代町岡五百九十二番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県を中心としてきのこを通して会員の交流を図り、きのこに関する正しい知識の普及やそのための人材の育成、さらには、きのこの遺伝子資源の保護と適切な利活用などの環境保全活動を行い、安全かつ安心できる地域社会の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年十一月十五日から平成二十四年一月十四日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市須玉町小尾字大平二〇四〇	有井幸保
北杜市須玉町小尾字川戸四八二六の一、四八二六の二	有井操
北杜市須玉町小尾字川戸四八二七	小林兵三郎
北杜市須玉町江草字高畑一〇三四九の二、字大神一〇四六六の一	八巻芳鷹
北杜市須玉町江草字源蔵一六七二九、一六七三〇	小沢興吉
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三の一、一六七三の一〇二	小澤隆倫
北杜市須玉町江草字源蔵一六七六一の一	小澤浩典
北杜市明野町小笠原字桜平六五三〇の一、六五三六	松坂長男

の二

北杜市明野町小笠原字桜平六五三八の四

細川喜文

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

北杜市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月三十一日山梨県告示第四百五十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市須玉町比志字横打五八四五、五八四六、五八四七	藤原一子
北杜市須玉町比志字横打五八五〇	小林長男

北杜市須玉町比志字横打五八五二	比志組
北杜市須玉町比志字横打五八六九の二、五八六九の三、五八七三の二	藤原善村

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十月三十一日山梨県告示第四百五十二号

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年十一月二十四日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町船津字東見返し六一〇四、六一〇五、六一〇六、六一〇七の
一、六一〇七の二、六一〇七の三、六一〇七の五、六一〇八の一、六一〇八の二、六
一〇九、六一一〇、六一一一、六一一二の二、六一二七の三、六一二七の五、六一二
七の六、六一二七の八、六一三二の二、六一三三の五及び六一三四の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡道志村一万千二百五十番地 株式会社加藤電器製作所 代表取締役 加藤
正芳

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年十一月二十四日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町清水新居字南河原一〇六八の一、一〇六九、一〇八二の一、一〇九
六の一、一〇九六の七及び一〇九六の八の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市徳行二丁目五番三号 株式会社アクアビジョン 代表取締役 若林 勇人

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年十一月二十四日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡忍野村忍草字古馬場三五七八の一、三五九一、三五九二の一及び三五九二
の四並びに李ノ木三六〇四の一の一部、三六〇七の一、三六〇七の二、三六一四の二
の一部、三六一四の三の一部、三六一四の四、三六一四の六の一部、三六一四の七の
一部、三六一四の八の一部、三六一四の一〇、三六三二の一の一部及び三六三二の
一三の一部並びに山中湖村山中字杏木道下九四七の一の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡忍野村忍草字古馬場三五八〇 ファナック株式会社 営繕部長 八重嶋
守

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番